ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令要綱

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は中国若しくは台湾から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定める。

（１）不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地等及び課税期間並びに不当廉売関税を課さない場合を定める。（第一条関係）

（２）不当廉売関税の税率を定める。（第二条関係）

（３）ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を輸入しようとする者等の提出書類を定める。（第三条関係）

（４）不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第四条関係）

（５）不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定める。（第五条関係）

（６）その他所要の規定の整備を行う。（附則第二項関係）

2　この政令は、令和八年十月三十一日から施行する。（附則第一項関係）